

令和 7 年

第 2 回小山市議会定例会
追 加 議 案 書

小 山 市

令和7年第2回小山市議会定例会付議事件表

議 案 番 号	件 名	頁
議案第56号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	6
議案第57号	損害賠償の額の決定及び和解について	9
議案第58号	建設工事請負契約の締結について	10
議案第59号	財産の取得について	12
報告第11号	専決処分の報告について	13

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

令和 7 年 6 月 4 日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）が公布され、選挙長等の報酬額が増額されることに伴い、条例の一部に所要の改正をするため、提案するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
職	基礎	報酬額	職	基礎	報酬額
略			略		
選挙長	1回	10,800円	選挙長	1回	12,200円
開票管理者	〃	10,800円	開票管理者	〃	12,200円
開票立会人・選挙立会人	〃	8,900円	開票立会人・選挙立会人	〃	10,100円
投票所の投票管理者	日額	12,800円 ただし、 従事時間が 14時間未満 の場合は、 従事時間 に応じて市長 が定める額	投票所の投票管理者	日額	14,500円 ただし、 従事時間が 14時間未満 の場合は、 従事時間 に応じて市長 が定める額
期日前投票所の投票管理者	〃	11,300円 ただし、 従事時間が 12時間未満 の場合は、 従事時間 に応じて市長 が定める額	期日前投票所の投票管理者	〃	12,800円 ただし、 従事時間が 12時間未満 の場合は、 従事時間 に応じて市長 が定める額
投票所の投票立会人	〃	10,900円	投票所の投票立会人	〃	12,400円

		ただし、 従事時間が 14時間未満 の場合は、 従事時間に 応じて市長 が定める額			ただし、 従事時間が 14時間未満 の場合は、 従事時間に 応じて市長 が定める額
期日前投票所の投票立 会人	〃	9,600円 ただし、 従事時間が 12時間未満 の場合は、 従事時間に 応じて市長 が定める額	〃	期日前投票所の投票立 会人	10,900円 ただし、 従事時間が 12時間未満 の場合は、 従事時間に 応じて市長 が定める額
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

損害賠償の額の決定及び和解について

職員の公用車運転時の交通事故について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

小山市長 浅野 正富

（提案理由）

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものである。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 1 月 24 日（水）午前 9 時 55 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字乙女 445 番地 13 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 丁字路から右折しようとしたところ、左側から直進していた相手方車両と衝突した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 2, 516, 850 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市が加入する損害保険から相手方に損害賠償金（人身損害）を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

建設工事請負契約の締結について

旧小山市立豊田南小学校解体工事の施工のため、次のとおり建設工事請負契約を締結する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

旧小山市立豊田南小学校解体工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号)第 2 条の規定により、提案するものである。

- 1 契約の目的 旧小山市立豊田南小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 451,000,000 円
- 4 契約の相手方 光洋・乃木鈴・坂本特定建設工事共同企業体
代表構成員 栃木県小山市大字喜沢 689 番地
光洋建設株式会社
代表取締役 小林 正治
構成員 栃木県小山市西城南 3 丁目 1 番地 28
株式会社乃木鈴建設産業
代表取締役 鈴木 隆之

構成員 栃木県小山市大字栗宮 7 7 7 番地 2
坂本工業株式会社
代表取締役 坂本 喜代子

財産の取得について

高機能消防指令センター指令システム・消防救急デジタル無線設備を次のとおり購入する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

高機能消防指令センター指令システム・消防救急デジタル無線設備を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定により、本議案を提案するものである。

・ 高機能消防指令センター指令システム・消防救急デジタル無線設備 一式

(1) 購入方法 随意契約

(2) 購入金額 1, 155, 000, 000 円

(3) 購入先 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号サンシャイン 60
35 階

株式会社九電工東京本社

取締役専務執行役員東京本社代表 大嶋 知行

(4) 納期 令和 8 年 3 月 31 日

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

小山市長 浅 野 正 富

